

ふるに當つて重ねて近重博士に謝意を表したい。

註

- (1) 此の遺跡に就いては中山博士の詳細なる調査が「明治三十二年に於ける須玖岡本發掘物の出土状態」を題して考古學雜誌第十二卷第十號に載つてゐるから参照せられたい。
- (2) 此の聖福寺所藏の銅劍は高橋氏の銅銕劍考(二二)(考古學雜誌第六卷第十二號)の口繪に載つてゐる。なほ其の略圖は本文第一圖の形式圖中にも加へて置いた。
- (3) 對馬白岳の銅劍は後藤守一君の「對馬管見録」(二二)(同誌第十三卷第三號)を見よ。た大同江面發見品は近く公刊の朝鮮總督府大正十一年度「古蹟調査報告」第二冊に詳記してある。

(4) 高橋氏銅銕劍考(二)(前出)の挿繪第二十圖参照。此の銅劍今ま徳川頼倫侯の有に歸したと云ふ。

(5) 中山醫學博士「銅銕劍發見地の遺物追加」(七)(考古學雜誌第八卷第十號) 参照。

(6) 濱田文學博士「二の銅銕及銅銕の成分に就て」(同卷第六號)に此の遺品の化學成分に關する詳細な報告がある。

(7) これは我が青銅器の成分を檢した最初の遺品であつて、その事は「本邦發見青銅器の化學成分に就て」を題する理學士佐藤傳藏氏の記述が東京人類學會雜誌第百七十七號に載つてゐる。

(8) 近重博士「化學より觀たる東洋上代の文化」(本誌第四卷第二號)に依る。

# 漢人の蒙地開墾に就いて(下)

文學博士 矢野 仁 一

## 七

嘉慶七年(西曆一八一八)には、郭爾羅斯地方に於て地畝

を開墾せる流民の數は七千餘口に達し、墾地は増して廣さ二百三十支那里、縱百八十支那里となつた。仁宗睿皇帝聖訓卷一〇八、大清會典事例卷九七、八、理藩院、戶丁、稽査種地民人、東三省政略、嘉慶十三

年西曆一八〇八年には、更に長春廳に於て地畝を開墾して

居る流民三千十戸を檢出し、大清會典事例卷七七八、理部議覆吉林將軍上奏、嘉慶十三年上諭引、戶部議覆吉林將軍上奏 嘉慶十五年にはまた新來の流民

六千九百五十三戸を檢出して居る。仁宗睿皇帝聖訓卷〇九

科爾沁の賓圖郡王旗左翼前旗に於ても、嘉慶年間に

於て三台子、法庫廳康家屯縣界内の荒地約七萬七千

晌を開放したと云ふ事である。宣統二年正月二十日政治官報、理藩院咨送奉撫覆

查哲里木盟十旗各項事宜表 達爾漢親王旗左翼中旗に於ても、嘉慶時代

より内地の人民を招募して、土地を租種せしむる

ことになつた様である。道光二年七月の上諭に、

盛京將軍普昌の上奏を引き、達爾漢王と賓圖王の

二旗に於て、蒙古人は地租を貪ぼり、陸續流民を

私招して荒地を開墾せしめた結果、現在の人民は

二百餘戸に達し、既墾の地畝は二千餘晌に及んで

居ることを非難して居る。

科爾沁の博多勒噶台親王旗左翼後旗に於ては、嘉慶

七年中に、昌圖常突額勒克地方の閒荒の土地を墾種せ

しめしことが、嘉慶十一年七月の上諭に引いてあ

る吉林將軍富俊の上奏に見えて居る。嘉慶十一年

に現在の人民は三千九百餘戸になつて居る。大清會典事例

卷九七八、理藩院、戶部、稽查種地民人、此の年支那人民の墾地の爲めに來

集する者稍多く、昌圖額勒克地方に於て、理事通

判や、巡檢、管理獄事等の官を設くるに至つた。

此の如く嘉慶時代には内地人民の東三省邊外に

出かける者は非常に多くなつたのであるが、直

隸、山西の邊外に出かける者も、中々劣らず盛ん

であつた。嘉慶五年五月の上諭に據ると、救漢旗

などに於ては、數十年來人民聚居の勢ひは益盛ん

となり、人口は日増しに多く、墾種の面積は月毎

に加はり、蒙古の牧畜が妨げらるゝ形勢は分明と

なり、遂に内地人民驅逐のことが、問題になるに

至つたことは分かる。仁宗睿皇帝聖訓卷一〇三

嘉慶十一年七月郭爾羅斯旗の墾地農民に關して

發せられし上諭の中に、蒙古各部落が初め内地人

民を招いて、開荒山場などの荒地を開墾せしめむことを懇請して居るに拘はらず、さて墾種が段々久しくなり、民戸が益多くなると、今度は之を驅逐せむことを懇請すると云ふ有様で、さう云ふ案牘は累々として多い、凡て蒙古の王公は自分の管内旗界にある荒地を、懇奏を経て招墾した以上は、墾種が久しくなつて、人口が増加する様になつても、蒙古の牧地が内地人民の墾種に依つて侵蝕されたと言つて、紛々訐告することを許さないと云ふ様なことを述べてある。仁宗睿皇帝聖訓卷一〇八 前に述べた嘉慶五年五月の上諭と合せ考へて、當時東三省邊外の哲里木盟諸旗に限らず、直隸、山西などの邊外に於ても、初めに牧地に關係のない所謂開荒山場の開墾に名を藉りて招墾を懇願し、其の結果開墾地が出来上り、人民の數が殖えることになると、今度は蒙古の牧地に妨げあることを理由として、人民の驅逐を懇願すると云ふ様なことは、

随分あつたことゝ見える。それは嘉慶帝の言つて居る様に、蒙古の無理と云ふものであるが、蒙古が斯の如き無理を言はなければならぬ様になつたのは、一方に於ては、蒙古に於て内地人民が益多くなり、牧地の開墾が益盛んになつた證據である。嘉慶十五年の戸部の議奏に、熱河迤北一帶、係蒙古外藩游牧處所、自乾隆四十三年改設州縣後、民人集漸多、山廠平原、盡行開墾、向蒙古輸租と言つてある。大清會典事例卷一五八、戸部、戸口、流寓異地、仁宗睿皇帝聖訓卷一〇九 歸化城近傍に於ても、當時農民の増加したことは、嘉慶十五年十月の上諭に、綏遠城將軍の上奏を引き、歸化城沙拉穆楞牧場、爲該處蒙古等生計攸關、該處現在種地民人、爲數較多、居住已非一載、開成熟地之外、有試墾未經成熟、費過工本地七八百頃と言つてあるにても知ることが出来る。

仁宗睿皇帝聖訓卷一〇九

驚くべきことは内蒙古ばかりでなく、外蒙古喀

爾喀に於ても、早く嘉慶時代若しくは嘉慶以前から、内地人民が侵入占耕するに至つたことである。嘉慶八年八月の上諭に據ると、それより前に理藩院が土謝圖汗部落の札薩克、齋巴克札布の旗内に耕作を營んで居る内地人民を驅逐せむことを奏請したことが見えて居る。東華錄、仁宗睿皇帝聖訓卷一〇四、耆欽類徵永保傳

道光十九年に土謝圖汗部の伊琿地方に於て耕作を營んで居る内地人民で、嘉慶八年の許可證あるもの限り、耕作を許されしことは、大清會典事例卷九に見えて居る。七八

## 八

此の如く直隸省邊外や、山西省邊外の蒙古牧地に比較すると、東三省盛京吉林の邊外にある蒙古地方の開墾も後れて居るが、設官も餘程後れて居る。

此の方面の開墾は、吉林では長春、盛京では昌

圖が中心となつて居る。滿洲開發の關鍵は、長春の平野に於ける支那人の移住から開かれ、其の橋渡しを爲せるものは、郭爾羅斯の蒙古王であると言つて、滿洲が遼河流域より漸次北方に開けたと云ふ説を反駁した人もあつたが、必ずしもさうとは定められない。たとへ科爾沁の招墾は、郭爾羅斯に後れて始まつたとしても、その後の發達は著るしく、嘉慶以後道光を経て、光緒に至るまでの東三省に於ける蒙地の開墾は、殆んど科爾沁の開墾と言つてもよい程で、此の點から言ふと、滿洲の蒙地は遼河流域より、漸次松花江流域に及んだと考へても差支へがないのである。

それは兎も角として、蒙古交渉の案件を處理する爲め、郭爾羅斯前旗の既墾地、長春寬城子に於て長春廳が設けられ、理事、通判、巡檢等が置かれたのは嘉慶五年である。科爾沁左翼前旗賓圖郡王、科爾沁左翼中旗達爾漢親王等の既墾地に於ける蒙民交渉

の案件は、乾隆四十九年以來鐵嶺縣、開原縣に於て管理するに至りしことは前に述べし通りである。昌圖は科爾沁左翼後旗の牧地に在る地方で、嘉慶七年西曆一八〇二年頃から招墾が始まり、昌圖額勒克地方に、理事、通判、巡檢等が設けられたのは嘉慶十一年西曆一八〇六年である。即ち此の年に昌圖廳が出来た譯である。

東華錄嘉慶十五年西曆一八一〇年四月の上諭に、康熙年間より既に内地人民は口外沿邊地方に至つて耕種居住し、百餘年來にして流寓漸く多く、生齒益衆く、雍正元年以後節次に官員を添設し、現在吉林、盛京、直隸、山西以外、毗連一帯の一府一州五縣十二廳の設置を見るに至つた。承德府所屬の各州縣及び宣化府口外の三廳は皆直隸總督の統轄に屬し、其の外吉林將軍の統轄に屬するもの、奉天府尹の統轄に屬するもの、山西巡檢の統轄に屬するものがあると言つてある。吉林、盛京、直隸、

山西以外の一府一州五縣十二廳とは、直隸邊外承德府及び其所屬の平泉州、豐寧縣、灤平縣、建昌縣、朝陽縣、赤峰縣の外、張家口、多倫諾爾、獨石口等所謂口北三廳、山西邊外の歸化城二廳、同知廳綏遠城廳同知廳薩拉齊、和林格爾、清水河、托克托の四通判廳、及び吉林邊外の長春廳、盛京邊外の昌圖廳を指すものである。

猶ほ此の時の上諭に據ると、當時蒙古地方に聚集して居る支那内地の人民は、總計十萬八千六百餘戸に達して居る。此の外届け洩れの流民に至つては、其の數幾何ありしか想像することすらも出來ない。

## 九

蒙古の牲口は惟だ牧畜あるに頼ると云ふことは、康熙帝も既に注意され、蒙地を開墾するにも、其の草地を留むべきことを戒められて居る。

これは蒙古の生計に關する大問題で、康熙帝 戒めを持つまでもなく、直接に利害を感じる蒙古人の方は、却つてよく知つて居るべき筈である。だから此の如く漢人が續々蒙古の土地に侵入して、蒙古の牧地を侵蝕すると云ふことに就いては、蒙古人自ら反對しなければならぬ筈である。然るに蒙古人と言つても、蒙古の人民は反對するが、蒙古の札薩克、王公等は反對しない。否な反對しないどころでない。蒙古の牧地が此の如く急激に漢人の越墾に依つて耕地と變る様になつたのは、却つて札薩克、王公等の招墾と云ふことが重なる原因となつて居る位である。

乾隆十四年九月の上諭 高宗純皇帝聖訓卷二六八 にも、康熙年間に喀喇沁札薩克等の地方で民人を招募し、春に於て出口種地せしめ、冬に於て遣回せしめたことが始まりで、蒙古は租即ち小作料を食はり、遂に外來の民人を容留し、今では其の數は數萬に増し

た、さうして段々に地畝を賤價で出典するので、游牧地が漸く窄くなり、牧畜の本業を失ふ様になつたと云ふことが述べてある。喀喇沁三旗が既に康熙年間より内地人民を招いで蒙古の地畝を開墾せしめむことを奏請し、其の結果戸部より八百枚の印票を發給するに至りしことは前述の如くである。

道光元年二月の上諭 宣宗成皇帝聖訓卷一二九 に、熱河都統松筠の救漢旗地辦理に關する上奏を載せてあるが、それには救漢の旗地に於て、人民を招いで開墾せる地は、救漢王の呈明に據ると、凡て台吉等が其の價を取つて私に契約書を書いたもので、決して民人の強占したものではないと言つてある。

蒙古人の反對する漢人の招墾を、蒙古王公が喜ぶと云ふのは、抑もどう云ふ理由であるか。乾隆十三年の理藩院の議准に、蒙古の台吉、官員、喇嘛は皆殷實と言はれて居るに反し、其の部下の兵

丁には貧乏なものが多い、然るに殷實な此等の台吉、官員、喇嘛は自分の力を恃み、漢人を招いで、旗下の公地を開墾せしむると云ふことは、殆んど毎時の例で、中に一人で數十頃、甚しきは數百頃の公地を占領して、租息を取るものがあると云つてある。

一體蒙古の旗地と云ふものは、決して札薩克の私有ではない。札薩克は旗内の土地を自由に處分する權利がない。札薩克は旗長として、旗内の一切の政務を掌ることになつて居る。軍事上に於て一旗の兵を統管し、司法上に於て初審裁判權を委任されて居るが、清朝は札薩克一等台吉、塔布囊に對しては、札薩克として、通常の一等台吉、塔布囊に與へざる特別の待遇を與へて居るけれども、輔國公以上の有爵者で、札薩克たる者に對しては、札薩克たるが故に特別の待遇を與へると云ふことはない。

大清會典に札薩克は年班に直たらざる年でも、協理台吉一人をして來京せしむることを規定して居るが、それは禮遇と云ふよりも、寧ろ義務である。清朝の待遇は唯だ本人の爵を見るのみで、其の札薩克たると、札薩克たらざるを問はない。札薩克は旗内の各王公、台吉と同様に、屬下人を私有して居るから、之に對して羊とか米とかの徭賦を徵收することが出来る。また進貢、會盟、移營、嫁娶等の場合に、馬、牛車、奶子、奶子酒、氈の様な臨時税を取ることが出来るが、これは一王公台吉として取ることが出来るのであつて、札薩克として取ることではない。だから札薩克の旗内各王公、台吉の屬下人から徭賦を取ることの出来ないことは、丁度各王公、台吉の他の王公、台吉の屬下人から徭賦を取ることの出来ないのと同様である。

札薩克は旗の官地を管理して居る。然しこれは

管理であつて、必ず之を官地として保存し、襲爵の札薩克に引渡さなければならぬ。札薩克は官地を管理して居る外、私有地を持つて居る。然し旗内の各王公、台吉も亦私有地を持つて居る。東三省政略蒙務上、蒙旗篇、紀科爾沁、左翼中旗に、光緒十一年卓哩克圖親王が札薩克達爾漢親王の幼少であつた間、札薩克の印務署理を命ぜられたのを幸とし、札薩克の地位權力を利用し、閒散當時の借金を償はむとして、采哈、新甸兩處間の荒地を、其の閒散多羅郡王俗稱溫都力王の采地で、開放する權利が無いことを知りながら、開放したことを記して居る。各王公が皆其の采地即ち私有地を持つて居るものであることは分かる。札薩克は一王公、台吉として私有地を持つて居るので、札薩克として持つて居るのでないと言つてもよい。

だから旗には札薩克の私有地の外に、各王公、台吉の私有地があつて、これは札薩克の自由に處

分することの出来ないものである。姚錫光の光緒三十一年の實邊奏議に、蒙古各旗分建之初、純爲封建制度、札薩克如古諸侯、其各貴族如古大夫、各旗之中、有官地、有私產、官地及其本部箭丁、永爲世襲札薩克所管理、如古諸侯之公家、然私產及私奴才、則各自管理、有札薩克之私產可以分不襲爵之衆子及私奴才、有各貴族之私產及私奴才、除札薩克所管之官地及自有之私產外、皆非札薩克所統治、如古大夫之私家と言つてある。

そればかりでなく、旗には公地と云ふものがある。これは札薩克の私有地でもなければ、各王公台吉の私有地でもない。一旗の公共牧地と言ふべきものである。前に述べし乾隆十三年の議准に、蒙古の殷實なる台吉、官員、喇嘛が其の力を持つて内地の人民に旗下の公地を開墾せしむることを非難してあるにても知ることが出来る。姚錫光の光緒三十二年の經畫東四盟條議に、蒙古土地有札



薩克管領之官地。

官地必授裂  
爵之札薩克

有札薩克管業之私地。

私地可以  
分衆子有本旗共有之公地云云と言つてある。札薩

克管領の官地とは、札薩克が旗務を辦理する爲めの公費の由つて出づる所であらう。旗に札薩克管領の官地、札薩克、王公、台吉の私有地がある外に、旗の公地があると云ふことは、これは如何に説明すべきものであらうか。

旗は蒙古の政治組織の單位である。又同時に蒙古の血族關係を表示するもので、部が大きな血族關係を表示するに對して、これは小さな血族關係を表示するものである。一旗の札薩克、王公、台吉の私有地と云ふものは、恐らく彼等の共同の祖先が、未だ清朝に歸附しない前から持つて居た私有地を分有したものであらうが、此の私有地の外に、旗の公地と云ふものがあるとするれば、それは旗の共同の祖先の屬下人等が、其の主君たる旗の共同の祖先の私有地以外に於て遊牧して居た廣い

土地を、清朝が天聰八年

西曆一六三四年

旗の境界を定めた

時、旗の屬下人の游牧地である關係上、旗界に編入したものであるが、或は旗内の各王公の共同の祖先の屬下人等は、此の各王公共同の祖先の私有地内に遊牧して居たもので、清朝が旗界を定むる時に當り、其の私有地以外に於て、新に旗の公地なるものを與へたものであるか、何かでなければならぬ。私は天聰八年の旗界劃定を、以て清朝以前に於て全くなかつた所の境界を、新に分ち定めたものと考へるよりは、清朝以前に於て、既に實際に出來て居た大體の境界を、一層明確に定めたものと考へるを適當とするものであり、それに乾隆十三年の理藩院の議准に、蒙古台吉官員等が内地の人民を招いで旗下の公地を開墾せしむる結果屬下の兵丁等は愈困窮する様になつたと言つてあることを考へると、ごうも前説に與せざるを得ない。

猶ほ蒙古の旗地に關して疑問とすべきは、札薩克、王公、台吉に非る一般蒙古人民が、私有地を待つて居るかどうかと云ふ問題である。前述の姚錫光の光緒三十二年の經書東四盟條議に、蒙古の土地に札薩克管領の官地、其の管業の私地、本旗共有の公地あるを述べたる後、有蒙員領受之官地有同世業管領者有隨官缺轉移者有蒙丁領受之牧地と述べてある。蒙員領受の官地とは、協理台吉、管理章京、副章京以下の蒙旗官員が、官員たる間領受する官地との意味で、即ち官缺に隨つて轉移する譯であるが、それにしては、別に世襲の產業として管領する管地があるとは、どう云ふ意味であるか。さう云ふものは私地でなければならぬ筈であるのに、官地とはどうしたことであらうか。それは兎も角として蒙丁領受の牧地があることを言つて居るのは、蒙古人民の私地あることを認めたものに外ならない様である。

猶ほ一般蒙古人の私地を持つて居た證據と考へられることは、乾隆十三年の理藩院の議准に、旗下の公地を墾開し、窮人の地畝を強占するものは、重罪に處すべきことを定めてあることである。此の窮人の地畝と云ふものは、抑も何を意味するか。順治七年に蒙古每十五丁に廣さ一支那里、縱二十支那里の地を給したと云ふことは、大清會典光緒會典卷六四、大清會典事例、理藩院、耕牧に明文がある。順治初年蒙古王公、台吉の賦税を定め、二匹の羊所有者は、毎年米六鍋、一匹の羊所有者は米一鍋を納むると云ふ制度が定められしことは、また大清會典卷六四、大清會典事例、理藩院、賦稅に見えて居る。貧窮な蒙古人の賦税として納むる米は、漢人との貿易に依つて得たものであらうか、或は私有地を持つて居て、それから收獲したものであらうか。道光帝の道光二年七月の上諭宣宗成皇帝聖訓卷二二九に、達爾漢王、賓圖王二旗界内、因土著蒙古貧圖租糧、陸續私招流民、給

荒開墾、現在民已有二百餘戸云々とあり、又道光四年三月の上諭聖訓卷一二九に、敖漢旗、稱牛營子等三處地畝、免其撩荒、開墾地を牧地に還元する義俾民人咸得安居、而該旗窮苦蒙古、藉可收租糊口、此際係格外施恩となり、土著の蒙古、或は窮苦の蒙古が小作料（租）を食ぼつて、私に流民を招ぎ、荒地を給して開墾せしめしことを證明するものに他ならぬ。又清朝が蒙地保護の政策を執り、民人即ち支那人の典地を蒙古に歸還せしめむとした時、典價は蒙古より民人に辨償しなければならぬものであるが、これは貧窮の蒙古人の力及ばざる所であると言つて、年限を定めて民人の耕種を許し、無償に返還せしむることとした様なことも、貧窮な蒙古人が民人に對して地畝を出典したることを豫定するものであつて、蒙古人の私有地なるものを認むるものと考へられる。

旗の公地の外に、一般蒙古人民の私有地と云ふ

ものがあるどうかと云ふことは問題として、又蒙古人民がさう云ふ私有地を支那人に出典して開墾せしめし事實もあつた様であるが、それは自分の小さな私有地畝を、自分で出典する譯で、さう澤山にある例でなく、格別な問題でないとしても、旗の公地と云ふものゝあることは確かだ、これは札薩克、王公等の私に處分すべきものではない。然るに札薩克或は王公等は、其の權力を濫用して、之を強占招墾し、貸下料や小作料を食ぼる。だから内地人民に蒙地の開墾を許すと云ふことは、札薩克や王公台吉の望む所であるが、旗下の蒙民は之が爲めに益貧窮に陥ることになり、結局札薩克、王公、台吉も其の弊を受けなければならぬことになるから、清朝が蒙古の生計たる牧畜に妨げあるを理由として、之を禁じたと云ふことは尤も千萬な次第である。

露西亞人は清朝が蒙古王公に對して其の領土不

可侵權を約束したものゝ様に言つて居るけれども、事實は却つて之に反するのである。若し札薩克、王公等の爲すに任せて、清朝が蒙地の招墾を禁じなかつたならば、近年清朝の殖民實邊政策の實行を待つまでもなく、蒙古の土地は早く漢人の耕地と變つて仕舞つたかも知れない。